

塙所得税法による資本貸与所得と経過利子

木村弘之亮
(前日本大学大学院教授)

目 次

I 問題提起	3 納付責任を引き受けた資本収益税の金額
1 金融所得税に係る日本の所得税法と租税特別措置法のカオス	4 受取保険金と払い込み保険料との差額
2 塙所得税法の発展と体系	5 証券貸借取引及びレボ取引の場合の受取差金と証券貸借手数料
II 資本財からの果実	IV 資本貸与からの非課税所得
1 体系と他の構成要件との区別	V 資本貸与所得の税率
2 資本貸与所得	1 特別税率25%で課税される資本貸与所得
3 配当及び法人に対する資本参加持分からのその他の各種所得	2 特別税率25%で課税されない資本貸与所得
4 資本債権からの利子	3 特別税率を適用する場合の終局的源泉分離課税の効果
5 手形の割引料	VI 資本貸与所得の課税標準
6 匿名組合からの利益持分	1 資本収益を捕捉・認識する時点
7 投資ファンドからの各種所得	2 事業支出又は必要経費の不可控除
III みなし資本貸与所得	3 ゼロ・クーポン債と経過利子について
1 みなし資本貸与所得の体系論	VII 発効
2 特別な対価又は経済的利益	VIII 結語

I 問題提起

1 金融所得税に係る日本の所得税法と租税特別措置法のカオス

日本の所得税法はその23条1項において利子所得の概念を定義する。

その法定概念には、貸付金の利子等社会通念上は利子に含まれるものが除外され、他方、一定の信託収益で、法律的には利子の概念に含まれないにもかかわらず、経済的に預貯金

の利子と性質が類似するものは法定利子概念に含まれている。

さらに、割引債の償還差益は、法律的又は経済的性質は利子所得に類似しているにもかかわらず、利子所得から除外されている。他方、租税特別措置法41条の12は、割引債の償還差益等に係る分離課税を規定し、そして、同法41条の13は、振替国債等の償還差益にかかる非課税を定める。

相互銀行等が受け入れる定期積金や相互掛金に対する給付補填金も、その経済的実質は

預金の利子と異ならないが、しかし、法律적으로는これらの契約は消費寄託ではなく、相互銀行等が積金、掛金の受け入れと見合って反対給付を行う特別な双務契約であると解されている。そのため、その給付補填金も税法上の利子所得には含まれない。

その他、租税特別措置法が、利子所得とは見ようのないものについてまでも、利子所得とみなす措置を講じている⁽¹⁾。

このように、利子所得について、所得税法の23条規定が、租税法律主義の要請する規範の明確性の原則違反のみならず、同規定と租税特別措置法の関係規定との間においても、課税要件明確主義の要請する規範相互間の明瞭性の原則にも反する。

類似のカオス法状態は、配当所得（所得税法25条・26条）、雑所得（所得税法35条2項1号・2号）及び先物取引に係る雑所得等（租税特別措置法41条の14）並びに有価証券の譲渡所得（租税特別措置法37条の10）、上場株式等の譲渡所得（租税特別措置法37条の11、37条の12の2）についても、見られる。

資本財（金融資本）からの各種所得について、日本の所得税法は体系的に整備すべきであろう。デリバティブ所得についても、包括的な規定が依然として欠落している。租税立法の不作为は、租税法律主義のもとでは、デリバティブ所得を取得する者にとって、非課税という僥倖をもたらしている。幸い、獨所得税法は、2009年⁽²⁾、2011年に、不動産についてのみならず、金融資本（金融商品）についても、譲渡所得に対する課税をあらたに導入したので、その体系的法規定を紹介し、問題点を考察する。

2 獨所得税法の発展と体系

ドイツ所得税法が金融資本財から生じる各種所得について大改正を2008年に行った後、オーストリア所得税法は、それに倣って、しかし、表題を改め、そして法条を2011年に整備した。

2011年獨予算付帯法（BBG 2011）は、資本自体の価値変動を資本財所得に取り込むことによって、資本財からの果実と資本自体の価値増加との区分問題を回避しようとしており、そして、金融資産に対する課税を中立にすることに寄与しようとしている。そのために、獨所得税法27条（資本財所得 Einkünfte aus Kapitalvermögen）並びに93条ないし97条（資本収益税 Kapitalertragsteuer）をあらたに把握し直す必要があった。のみならず、既存のルールをも新たに把握し直し、拡大し、そして体系化している。

獨所得税法27条はその第1項において、従来通り「資本財所得」を規定しているが、しかし、新たなBBG 2011年法は、資本財からの所得（金融所得又は資本所得・資本財所得ともいう）のもとで、①資本貸与所得（資本収益所得）と並んで、②資本本体の実現した価値増加からの各種所得（譲渡所得⁽³⁾、元物利益・元本利益⁽⁴⁾）並びに③デリバティブ所得をも、一般に課税することに改正した。資本本

(1) 参照、武田昌輔（編著）『DHC コメントール 所得税法』（加除式 第一法規 2016年）1433頁、コメ得1065。

(2) 2009年1月1日に立法者はドイツの金融市場の競争力を強化するため、そして個人投資の税務行政を基本的に簡素化するために、2008年企業税改革法（v. 14. 8. 2007, BGBl I 2007, 1912.）により改正獨所得税法20条を施行した。

体の価値変動は、その保有期間と保有高にかかわらず、常に、納税義務を負う⁽⁵⁾。

本稿は、①資本貸与所得（資本収益所得）について紹介する⁽⁶⁾。その基礎知識を踏まえたうえで、BBG 2011年法による改正前の塙所得税法の規定は、独所得税法の規定と酷似していたが、しかし、BBG 2011年法による改正後の塙所得税法は、経過利子とゼロ・クーポン債について、独所得税法20条から乖離する規定を置く。この乖離は、発行割引債（純粹発行割引債）に限って問題になるのか、又は所得税法に共通する利子収益と譲渡益についても問題となるのか、という基本問題を提起している。日本の所得税法及び租税特別措置法は、ゼロ・クーポン債及び割引債の譲渡について新規定を設けている。この関連においても、塙所得税法27条の議論は注目に値する。

II 資本財からの果実

1 体系と他の構成要件との区別

2012年4月1日前には塙所得税法27条にいう資本財所得の枠内において、資本を有償により用益のために貸与するという意味における資本貸与からの果実がもっぱら把握されて

いた。これに対し、2011年予算付帯法（BBG 2011）後の塙所得税法27条にいう各種所得の中に、資本財の実現した価値増加（譲渡益）とデリバティブ所得が取り込まれたので、今日では、資本貸与からの果実は資本財所得の3つの範疇の一つであるにすぎない。塙所得税法27条2項の法律要件は、「資本貸与からの各種所得（資本貸与所得）」という表題のもとで、資本からの古典的果実（資本収益）をその対象としている。

資本の有償による貸与からの果実として、基幹資本（資本それ自体）からの収益が考えられている。これと、資本自体の価値変動は区別されている。資本自体の価値変動は従来、企業分野でのみ完全に捕捉されていたのであって、企業外分野では2011年塙予算付帯法前の塙所得税法30条と31条にいう各種所得としてのみ捕捉されていた。しかし、今日では、資本それ自体の価値変動（譲渡所得）はその処分による実現の際に塙所得税法27条3項と4項に該当する。

塙所得税法27条3項と4項の枠内においてその価値変動を把握することによって、果実とその資本それ自体とのあいだの難しい区分はその意義を失ってしまった。投下資本の本

(3) Kirchmayr, Savine/Tatjana Polivanova-Rosenauer, Steuern aktuell: Budgetbegleit-gesetz 2011-2014: Besteuerung von Kapitalvermögen, ÖBA 2010, 781（実現した資本価値増加（増値益）からの各種所得を投資に基づく譲渡益（Veräußerungsgewinne aus Kapitalanlagen）と名付けている。）。そのため、本稿でも、資本の実現した価値増加からの各種所得を譲渡所得ということがある。

(4) “Substanzgewinne” bzw “Substanzverluste”. “20. 1. 1. 2 Neuordnung durch das BBG 2011” (AÖF 2013/280) による通達用語。

(5) 2011年改正前塙所得税法は、非事業用の資産の譲渡・償還等からの譲渡所得について、その保有期間が1年未満である場合に限って、投機的譲渡所得として課税を許容していた。これに対し、2011年塙所得税法27条3項は、一般的に、保有期間を問わず、譲渡所得に課税を行うことに改正した。言い換えれば、資産（金融商品）の実現した財産価値増加が、常に捕捉されるべきである。

(6) 参照, Schlager/Mayr, Einführung in die Besteuerung von Kapitalvermögen, in: Kirchmayr/Mayr/Schlager (Hrsg.), Besteuerung von Kapitalvermögen, S. 8-11.

体と果実の境界線は、新しい金融商品の発達によってますますなくなっている。とはいえ、一方で塙所得税法27条2項に基づく各種所得の境界と区分並びに、他方で塙所得税法27条3項と4項に基づくそれとは、今後も課税標準の計算にとって及び課税の時点にとって意義を有している。その他に、両者の区別は、源泉分離課税に関して必要である。なぜなら、塙所得税法97条1項最終文によれば事業用財産にとって源泉分離課税は「企業の果実」のためにのみあてはまり、「企業の譲渡益」にはあてはまらないからである。

資本貸与所得は、塙所得税法27条1項に基づき、資本財からの各種所得（資本財所得）の一つに分類される。ただし、それが同法2条3項1号ないし4号にいう各種所得（農林所得、独立労働所得、事業所得ないし従属労働所得）でない場合に限る。したがって、各種所得間での分類について優先劣後関係が妥当する。この理由から、企業所得と、塙連邦租税通則法にいう非事業用財産管理により稼得される各種所得との境界線は将来も重要である。しかし、資本貸与所得、譲渡所得及びデリバティブ所得が塙所得税法27条a1項により特別税率25%に服する範囲において、これら各種所得相互の間における、所得類型間の境界線は重要でない⁽⁷⁾。

2 資本貸与所得

塙所得税法27条は「資本貸与所得」の概念を抽象的に定義されていない。しかし、同法27条2項各号における列举によって、そして、27条5項の補完的法律要件によって資本貸与所得の概念は例示され外延を明示されている。政府提案の説明によれば、すでに資本財所得として課税されてきた金融資産からの果実が

捕捉される。塙所得税法27条2項と5項の課税に関係した列举は、その際、枠組みを定めているだけである。

塙所得税法27条2項と5項に定められた、金融資産すべてからの果実だけが、資本貸与所得として捕捉される。例えば、塙所得税法27条5項3号による保険商品への投下資本（ただし一括支払い保険を除く。）、又は金、骨董品、不動産等は捕捉されない。しかし、塙所得税法27条2項と5項の法律要件は、原則として、あらゆる種類の資本債権が問題とされている場合、広く捕捉されている。

資本貸与所得の概念に該当する収益は、塙所得税法27条2項1号ないし4号においても、同法27条5項1号ないし9号にも列記されていなければならない。このことは、おおむね、旧塙所得税法27条1項と2項の体系にも合致している。

3 配当及び法人に対する資本参加持分からのその他の各種所得

塙所得税法27条2項1号aによれば、利益持分（配当）及び株式又は有限責任会社に対する持分からのその他の経済的利益もまた、資本貸与所得に数え入れられる。

この規定は、塙所得税法27条1項1号aから承継された。したがって、物的会社の表示された利益配当と隠れた利益配当は捕捉される。「株式又は有限会社の持分からのその他の経済的利益」として、（塙所得税法3条1項29号により非課税とされる、増資に基づき取得

(7) Tumpel, Michael, Einkünfte aus der Überlassung von Kapital, in: Lechne/Mayr/Tumpel (Hrsg), Handbuch der Besteuerung von Kapitalvermögen, Wien Linde 2013, S. 85-109 (S. 91).

される) 無償株及び無償持分もまた数え入れられる。塙所得税法27条5項1号によれば、(同法27条2項で表示されている各種所得と並んで又はこれに代えて付与される) 特別な対価又は経済的利益、例えば社員に対する住宅の貸与などの現物給付及びボーナス(特別配当金)もまた、資本貸与所得に該当する。

塙所得税法27条2項1号のもとで各種所得を捕捉する前提要件は、経済的に会社財産全体との関係において、法人の損益に対する資本参加持分及び法人の残余財産(清算利益)に対する資本参加持分が存在することである。したがって、いわゆるトラッキング・ストック(tracking stock, 事業部門株⁽⁸⁾)からの利益は塙所得税法27条2号1号aによる各種所得として捕捉されるのではなく、同法27条2項2号にいう各種所得として捕捉されなければならないだろう。というのも、トラッキング株からの利益の場合、利益参加持分は単に計算上で成立するに過ぎないからである。

利益配当証書の譲渡は、従前は旧塙所得税法27条2項3号により資本財所得として把握されていたが、今日では、明文でもって塙所得税法27条6項3号により同法27条3項にいう譲渡からの所得(譲渡所得)として性格決定されている。しかし、このことは、利益分配(配当)の議決前に有価証券を伴わずに譲渡される、そうした利益配当証書についてのみあてはまる。これに対し、利益配当が確定されている場合には、その利益配当がすでに履行期になっていないとしても、その配当は、塙所得税法27条2項1号aにいう各種所得(資本貸与所得)として把握されなければならないであろう。なぜなら、利益配当の議決後における利益配当請求権が譲渡される場合、すでに成立している利益配当請求権が譲渡され

るのであるから、その利益配当請求権は譲渡人に帰属しており、その譲渡人が利益配当の流入前にこの利益配当請求権を処分できるからである。

塙所得税法27条1項1号aの規定は、原則として、国内物的会社に対する資本参加からの各種所得が問題であるか、又は、国外物的会社に対するそれが問題であるかについて、区別していない。国外の法的企業がオーストリアの株式会社に類似しているか又はオーストリアの有限責任会社に類似しているか否かは、定型の比較(Typenvergleich)の手法を用いて確定されなければならない。同様に、定型のメルクマールによって、比較可能な類似の持分が存在するか否かについて、確認されなければならない。オーストリアの株式会社にも有限責任会社にも似ていない、外国の物的会社に対する資本参加持分からの収益は、塙所得税法27条2項2号にいう「資本債権からのその他の収益」に包摂される。

国際税法の視点から、ここでは「定型の比較」(Englisch, Joachim, Zur Dogmatik der Grundfreiheiten des EGV und ihren ertragsteuerlichen Implikationen, StuW 2003, S. 88 ff.)が問われており、準拠法の適用などは問題でない。ただし、国際税法の領域では、準拠法主義が妥当しないことは、O. Bühler以来の確立した学説判例だからである。法廷地法が国外の企業等に適用され、事実認定されるのである。ただし、国外の企業及び国外で行われた法律行為についてその組織、議決権、法律行為の効果や意義について設

(8) tracking stockとは、株式発行体(=企業)全体の業績に連動するのではなく、それとは独立した利益配当の計算などを株式契約に組み込むことで、企業の特定の事業部門や子会社の業績に市場で形成された株価が連動するよう設計された株式の総称である。

立地法や現地法を斟酌するとはいえ、企業との定型を比較した上で、適用されるのは、法廷地法である（木村弘之亮『国際税法』；木村弘之亮「国際租税法の概念」法学研究69巻3号（1996年）1頁-13頁；木村弘之亮「国際租税法の概念の再論」税経通信53巻4号（1998年）259頁-263頁；木村弘之亮「国際租税法上の体系」法学研究70巻9号（1997年）1頁-41頁）。ここでは定型の比較が問われており、準拠法の適用などは問題でない。

資本貸与所得とみなされるものとして、塙所得税法27条2項1号bは営利協同組合に対する持分からの同種の経済的利益及び払戻分配金を挙げている。

さらに、銀行法23条4項又は保険監督法73条cにいう農業信用金庫への出資（Partizipationskapital）に基づく経済的利益と同様に、享益権からの同様の経済的利益も又、塙所得税法27条2項1号bに基づき資本貸与所得に数え入れられる。享益権概念のもとで、株式法174条3項にいう享益証券及びその他の享益権が理解されなければならない。なるほど、享益権概念は、会社法174条で言及されているが、しかし定義されていない。その結果、その法律構成は当事者の合意に委ねられている。民事法では、いずれにせよ、享益権は一つの債権である。

4 資本債権からの利子

あらゆる種類の資本債権（例えば、消費貸借、社債、担保ローン、出資、金融機関での預金払戻債権、債権類似の享益権）からの利

子及びその他の収益並びに銀行法と保険監督法にいう補充資本からの利子及びその他の収益は、経過利子を除いて、塙所得税法27条2項2号により資本貸与所得に該当する。貨幣資本及び現物資本（Geld- oder Sachkapital）の有償による貸与に対する（利払い期間に依存する）報酬が、その報酬の流入の頻度にかかわらず、捕捉される⁽⁹⁾。これはかつては塙所得税法27条1項4号に該当した。

ゼロ・クーポン債からの収益（発行割引利子、償還差益）は除外されている。これは、これまで旧塙所得税法27条2項2号により利子に分類されていたが、しかし今日では明文をもって塙所得税法27条3項の適用により、実現した譲渡所得として課税される⁽¹⁰⁾。

同じことは、経過利子にもあてはまる。譲渡代金は、有価証券の譲渡を契機に、経過利子（資本収益）をその構成要素の一部として支払われ、そして場合によっては譲渡損益をその構成要素として支払われる⁽¹¹⁾。このため、このような経過利子は、旧法では同法27条2項5号に基づき利子としてみなされていた。これらが今日では、実現した価値増加（譲渡益・譲渡所得）の枠内で捕捉されている⁽¹²⁾。

経過利子は、金融資産からの収益で発生したものの未実現のものである。他方、利付債が、期中において譲渡される場合、その譲渡価格の構成要素には、実現した経過利子が含まれている。実現した経過利子のみを譲渡所得とする独所得税法20条と、譲渡損益全額を譲渡損益とする塙所得税法

(9) Tumpel, FN. 7, S. 85-109 (S. 95).

(10) 政府提案説明ErlRV zum BBG 2012:「ゼロ・クーポン債からの各種所得は、—それが償還時に支払われたか又は満期前の売却時に経過利子であったかを問わず。常に、実現した価値増加からの所得〔譲渡所得〕として把握されるべきである。」

(11) ドイツ所得税法の場合について、Hey in Tipke/Lang, Steuerrecht⁶², Köln 2015, § 8 Rz. 495（その他の資本債権の譲渡を基因とする利益は、資本収益の構成要素（例えば、経過利子）の範囲に限って、譲渡所得課税を受ける。）。

(12) 政府案提案説明ErlRV zum BBG 2011.

27条とが対立する（本稿Ⅷ 結語参照）。その点について、オーストリアの学説は次のように説明する。

確定利付債の場合、その契約期間中において、市場金利の変動が迫ってくる場合、通常、債券の相場価額は変動する。市場金利の上昇は、通常、債券の相場（市場価格）の損失（下落）をもたらす。これに対して、市場金利の下落は債券相場の値上がりをもたらす。相場の変動に基づいて、債券の実効収益率は市場金利に近づく⁽¹³⁾。市場金利により条件付けられている債券の相場変動は、オーストリア通説⁽¹⁴⁾によれば、原則として、財産領域に属する。したがって譲渡益（資本増加益）に分類される。

不動産担保ローンからの利子は、従来は、一歴史的な理由から旧塙所得税法27条1項3号で区分して規定されていたが、しかし、今日では塙所得税法27条2項2号に統合されている。さらに、インデックス債からの収益⁽¹⁵⁾は、従来の判例によれば利子としてみなされた⁽¹⁶⁾が、しかし、今日では、同法27条4項によりデリバティブ所得として分類されている。

債権が文書化されていなくても、利子として判定できないわけではない。債権証券からの利子①と並んで、預貯金のような文書化されていない債権からの利子②もまた、塙所得税法27条2項2号による資本貸与所得に数え

入れられる。その他、契約により合意された利子又は法律上の利子が問題であるかどうかは、塙所得税法27条2項2号による捕捉にとつて重要でない。したがって、延滞利子もまた、同法27条2項2号に包摂される⁽¹⁷⁾。民事法上損害賠償が問題であるときでさえも、資本用益の可能性が債権者から剥奪されているから、その結果、資本用益の補償が前面に出てくる。

利子が定期的に（経常的に）繰り返し生じるか、又は不定期に生じるかどうかは、塙所得税法27条2項2号に基づく分類にとつても良いことである。利益に連動する利子（例えば、エクイティ・キッカーにリンクしたローン及び債権に類似した享益権からの利子）もまた、同法27条2項2号にいう各種所得として、捕捉されている。（例えば、逆転換債ないしCash or share社債のような）仕組み金融商品の場合、経常の金利はより高い。なぜなら、経済的に社債が（株式の購入を義務づけられている）プットと組み合わせられている、そうした金融商品が問題だからである。このような仕組み金融商品の場合、塙所得税法27条2項2号に基づく利子は、当該取得された株式の売却からの何らかの損失を、同法27条

(13) Kirchmayr, Schuldverschreibungen – Grundsatzfragender Abgrenzung von Zinsen und Stammrecht, in Beiser, Kirchmayr, Mayr u. Zorn (Hrsg.), Ertragsteuern in Wissenschaft und Praxis. Festschrift für Doralt Wien 2007, S. 185–S.195 (185). 本稿は、同玉稿に多く依る。Prof. Kirchmayr-Schliesselberger Sabine (Wien大学法学部)に感謝する。同教授の学術助手Peter Denk氏, Daniel Varro氏, Alexandra Wild氏にも資料収集と質疑応答に感謝する。

(14) Doralt/Kirchmayr, EStG⁸, § 27 TTz 11, Beiser, Reinhold, Zur Quellentheorie und deren

Aufspaltung einer Einkünftsquelle im Furchtziehung und Stamm, ÖStZ 2000, 390f.

(15) VwGH v 26. 11. 2002, 99/15/0159.

(16) 従前の法状態について, Schuchter, Indexzertifikate im Abgabenrecht, taxlex 2007, 291 ff. (Tumpel, Michael, Einkünfte aus der Überlassung von Kapital, in: Lechne/Mayr/Tumpel (Hrsg.), Handbuch der Besteuerung von Kapitalvermögen, Wien Linde 2013, S. 91より引用。)

(17) 資本収益税通達1. 2. 1. 6. 1. KESSt-Erlass.

4項にいう各種所得として分類される。

本稿の主題ではないので、蛇足ではあるが、同法27条4項（デリバティブ所得）に基づく収益の捕捉は、仕組み金融債の場合、その収益が売却、買い戻し Rücklösung 又は手仕舞いによって実現するときに、行われる。法律で明示的に言及されているインデックス債がその例である。この差異のある取扱いは完全には実行できない。なぜなら、インデックス債は社債と（無条件）予約取引の組み合わせだからである¹⁸⁾。

5 手形の割引料

旧塊所得税法27条1項5号の従来の規定をそのまま塊所得税法27条2項3号に規定している。同条によれば、手形及び（銀行振り出しの）小切手の割引料は資本貸与所得である。そのような割引料は経済的には、手形割引に際し支払われなければならない、利子である。

6 匿名組合からの利益持分

塊企業法典179条にいう匿名組合員としての企業に対する資本参加からの利益持分並びに（塊企業法典にいう企業外活動に対する）匿名組合員の種類に応じた資本参加からの利益持分は、塊所得税法27条2項4号によれば、資本貸与所得である。旧塊所得税法27条2項4号により真正匿名組合の持分からの各種所得が資本財所得として把握されたのと同様に、

不真正匿名組合の持分からの各種所得も共同企業からの所得である。エクイティ・キッカーにリンクしたローン（partiarisches Darlehen）と対照的に、匿名組合員は、（たとえ必ずしも必要でないとしても）損失持分権を有しており、業務遂行に影響を与え、そして、協働権・管理権を有している¹⁹⁾。

旧塊所得税法27条1項2号では明文でもって、そのような資本参加に基づく損失持分は斟酌されえない、と規定されていた。この規定は塊所得税法27条8項2号に引き継がれている。同条項によれば、匿名組合員として企業に対する資本参加からの損失持分並びに匿名組合員の種類に応じた資本参加からの損失持分は、その他の各種所得と通算（相殺）してはならない。そのような損失持分は翌年以降において同一の資本参加からの利益持分と相殺（通算）できるだけである。利益持分は塊所得税法27条2項4号により、それが損失により減少した出資額を補填するために使われるのではない範囲に限って、課税される。（財産価値についての匿名組合員の）持分権分割所得及び譲渡所得は、実現した譲渡所得（実現した価値増加所得）であり、所得税率規定に服する²⁰⁾。

7 投資ファンドからの各種所得

投資ファンドからの各種所得に関して、塊

¹⁸⁾ Tumpel, Michael, Einkünfte aus der Überlassung von Kapital, in: Lechne/Mayr/Tumpel, FN. 16, S. 96. 本稿は、同玉稿に多く依る。Prof. Michael Tumpel (Linz 大学) に感謝する。無条件予約取引について、木村弘之亮「デリバティブ所得に対する租税法理論—独塊の場合—」税法学574号（2015年）47頁-72頁；木村弘之亮「所得税法におけるデリバティブ取引の実体法理論—

独塊の場合—」税法学575号（2016年）79頁-108頁。

¹⁹⁾ Kirchmayr/Wild, Stille Gesellschaft, in Kirchmayr/Mayr/Schlager (Hrsg), Besteuerung von Kapitalvermögen, Wien LexisNexis 2011, SS. 147 (149).

²⁰⁾ Tumpel, FN. 18, S. 98.

所得税法27条2項には特別な規定がない。投資ファンドからの利益の分配及びこれに類似した収益は、同法27条2項にいう各種所得がそのような利益分配に含まれている範囲において、投資ファンド法186条⁽²⁾以下の規定に基づいて、塙所得税法27条2項にいう各種所得として性格決定される⁽³⁾。

Ⅲ みなし資本貸与所得

1 みなし資本貸与所得の体系論

資本財所得からの特別な報酬と損失は、従前は、旧塙所得税法27条2項で規定されていた。これらの各種所得は、今日では、本質的に塙所得税法27条5項と6項において一緒に定められている。

塙所得税法27条5項は、(同法27条2項で表示されている各種所得と並んで又はこれに代えて付与される、) 特別な対価と経済的利益を、資本貸与所得としてみなしている。例えば、(同法27条2項で各種所得と並んで又はこれに代えて付与される) 社員に対する住宅の貸与などの現物給付及びボーナス(特別配当金)もまた、資本貸与所得に該当する。従来資本収益税の規定の枠内に含まれていた諸規定が、塙所得税法27条5項に引き継がれている。例えば、旧塙所得税法93条4項3号及び4号がそれである。

一方で、塙所得税法27条5項での列挙は宣言的(deklarativ)である。利益配当又は利子若しくはそれに代わるもの以外の形式での資本剰余に係る給付は、おそらくは、塙所得税法27条2項に規定する各種所得に数え入れられる。他方、しかし、塙所得税法27条5項所定の(保険契約に基づく受取保険金と支払い保険料との差額並びに私益財団の出捐について納税義務を定めている)法律要件は創設的(konstitutiv)である⁽³⁾。

配当証書及び利札(利子証書)の譲渡からの各種所得は、従前は、旧塙所得税法27条2項3号により資本財からの果実とみなされていたが、今日では、同法27条6項3号による実現した価値増加(譲渡益)の枠内で捕捉されている。

利札(利子クーポン)について、利払い日前に譲渡される場合、発生しているが、未実現の利子(経過利子)に対して、塙所得税法27条6項3号は、ゼロ・クーポン債の場合の経過利子と同様に、みなし譲渡所得を課している。ストリップ債とその本券がここで問題となる。本券から切り離された利札(すなわち、ストリップ債)及びストリップ債を切り取られた本券(これもまたストリップ債と同機能)は、取得価格が利払い日(又は償還日)における償還価格より低い場合、その差額は金融工学の観点からは償還差益である。しかし、塙所得税法27条は、その償還差益を、譲渡所得とみなすのである。

(2) § 186InvFG, 第1項: 1988年所得税法に規定する配当された資本収益から、これと関連のある投資ファンドの経費を控除した金額が、持分権者のもとで、納税義務のある所得である。1988年所得税法27条3項及び4項に規定する各種所得から、これと関連のある経費を控除した結果損失が生じる場合、当該損失は当該ファンドのその他の各種取得と相殺(通算)することができる。この相殺

(通算)ができない場合には、翌年度において当該ファンドの各種所得との通算が、行われなければならない。ただし、1988年所得税法27条3項及び4項に規定するファンドの各種所得とまず通算しなければならない。

(2) Tumpel, FN, 18, S. 98.

(3) Tumpel, FN, 18, S. 98.

2 特別な対価又は経済的利益

(塊所得税法27条2項で表示されている各種所得と並んで又はこれに代えて付与される、)特別な対価と経済的利益は、同法27条5項1号による資本貸与所得とみなされる。現物給付、ボーナス及び実質的価値担保のための名目的超過支払額が、その例である。同規定の文言は、旧塊所得税法27条2項1号をおおむね踏襲している。ただし、今では塊所得税法27条5項4号によりレポ取引として捕捉されている、そうした証券貸借取引はもはや言及されていない。しかし、この規定の解釈には変更がない。

証券の貸し借りなどに基因する特別な対価や経済的利益について、塊所得税法は、明文の規定をおいていない。しかし関係の規定はおかれていないが、解釈に変更はない。法令でなく、通達は次のように定める。塊連邦財務省の通達²⁴⁾によれば、経常的な利子に代わって稼得される資本収益で、かつ、投機の動機に依存しているものもまた、塊所得税法27条5項1号による特別な対価である。たいていのケースでは、しかし、これら(例えば、インデックス債)は、同法27条4項によるデリバティブとして捕捉されるか又は同法27条3項による実現した価値増加(譲渡益)として捕捉される。ただし、このような金額が実現行為を伴わずに見られる場合に限って、そうした区分(デリバティブ所得又は譲渡所得)が考えられうるであろう。しかし、通常なら、これは、塊所得税法27条2項2文によって「資本債権からのその他の収益」として捕捉・認識されるであろう²⁵⁾。

3 納付責任を引き受けた資本収益税の金額

源泉徴収義務者(塊所得税法95条2項)又は第三者によって納付責任を引き受けられた資本収益税の金額は、今では、明文でもって、資本貸与所得に数え入れられている。この規

定は旧塊所得税法93条4項3文から承継された。源泉徴収義務者として金融商品の発行者(債務者)によって納付責任を引き受けられた資本収益税は、いずれにせよ、塊所得税法27条5項1号にいう特別な経済的利益である。源泉徴収義務者の租税債務者に対する求償権がここでの問題である。

4 受取保険金と払い込み保険料との差額

受取保険金は、原則として、それが(例えば、損害を被った事業用財産の受取補填金、又は逸失した労働賃金の受取補填金以外の)その他の各種所得の枠内で生じた場合に限って、課税を受ける。例外的に、塊所得税法27条5項3号により、払い込み保険料を上回る受取保険金の超過額(差額)が捕捉される。この差額の算定方法は資本所得の査定の仕方に似ている。塊所得税法27条5項3号の規定はおおむね旧塊所得税法27条1項6号を承継した。ただし、その期間は、10年から15年に引き上げられている。

一時払い保険料による生命保険からの収益はすべて、資本貸与所得として課税に服する²⁶⁾。

5 証券貸借取引及びレポ取引の場合の受取差金と証券貸借手数料

あらたに、塊所得税法27条5項4号の規定は、証券貸借取引及びレポ取引の場合の受取差金と証券貸借手数料を資本貸与所得として説明している。有価証券の貸し主が借り主から受取差金若しくは証券貸借手数料を取得し、又は、レポ取引の貸し手(債券の貸し手)が

²⁴⁾ 資本収益税通達1.2.1.9. KEST-Erlass.

²⁵⁾ Tumpel, FN. 18, S. 99.

²⁶⁾ 一時払い保険料と定期的払い込み保険料と相違について、資本収益税通達1.2.1.10. 2. KEST-Erlass.

それらを債券の借り手から取得する。証券貸借取引ないしレポ取引の期間中に入手する、配当及び利子は、本来、証券貸借取引における証券の借り手ないしレポ取引における証券の借り手に帰属する。彼らが当該有価証券の経済的所有権者である²⁷⁾。

IV 資本貸与からの非課税所得

塙所得税法27条7項によれば、(塙法人税法5条14号にいう中小規模金融会社によって配当される、)持分からの利益配当及び享益権からの利益配当で、名目価額が合計25,000ユーロ未満のものは、非課税である。この非課税は、賦課課税手続の枠内における資本収益税の税額控除(払戻請求)により行われる。この規定は、旧所得税法27条3項3号の規定に即応する。

V 資本貸与所得の税率

1 特別税率25%で課税される資本貸与所得

資本財所得は塙所得税法27条aによれば原則として特別税率25%で課税に服し、そして、基本の総合所得課税が塙所得税法27条5項により適用されない限り、納税義務者の所得税を算定する場合に各種所得の合計額(客観的課税標準)にも塙所得税法2条2項にいう課税所得の金額にも算入されない。所得税の徴税形態(塙所得税法93条以下による資本収益税の源泉徴収か又は同法39条以下による賦課処分か)にかかわらず、資本貸与所得について、累進税率規定の適用による課税ではなく、一律税率25%でもって課税される。ただし、特定の各種所得は、塙所得税法27条a2項により、明文をもって特別税率による課税から除外されている。

2 特別税率25%で課税されない資本貸与所得

(1) 個人消費貸借及び文書化されていないその他の債権

銀行取引によらない、個人貸付(個人消費貸借)及び文書化されていないその他の債権は、塙所得税法27条2項1号により、特別税率25%の適用を除外されている。塙所得税法2条2項にいう所得には、個人貸付からの利子その他の各種所得、又は現物消費貸借、文書化されていない個人債権(例えば、文書化されていない、債権の享益権)がある。この範疇には、さらに、物的会社に対する社員クレジットも数え入れられる。

(2) 匿名組合からの各種所得

匿名組合員としてある企業に対する資本参加持分からの各種所得ならびに匿名組合員の種類に応じた資本参加持分からの各種所得は、特別税率25%で課税されない。国内組合員のもとの資本収益税の源泉徴収は、もはや定められていない。外国組合員については、塙所得税法99条1項7号が25%の源泉税を定めている。匿名組合からの各種所得として生じる、持分権分割所得及びその他の実現した価値増加(譲渡所得)は、いずれにせよ25%の特別税率に服さない。

(3) 手形割引料

塙所得税法27条a2項4号による手形割引料の除外は、従前の法状態に即応する。同条によれば、資本収益税の源泉徴収がないので、源泉分離課税の効果を有する25%の税率は定

²⁷⁾ Tumpel, FN. 7, S. 106.

められていない。課税は、賦課課税手続により平均税率でもって行われる。

(4) 証券貸借取引及びレポ取引の場合の受取差金と証券貸借手数料

有価証券の借り主又はレポ取引の借り主（債券の借り主）が銀行（証券金融会社）に資本参加せずにレポ取引及び証券貸借取引を行う場合、レポ取引及び証券貸借取引は、25%特別税率の例外によって、塙所得税法27条a5号により基本の総合所得課税をうける。

旧法状態を次に略述するので、新法状態の特色を確認されたい。

証券貸借取引の場合の受取差金は、従来は、有価証券の貸し主がこれを金融機関（借り主）から取得する場合、旧塙所得税法93条4項4号により資本収益税源泉徴収をうけ、そして25%の終局的分離課税によって捕捉された。ただし、さらに転売された（weitergereicht werden）国内デリバティブ金融商品について、これがすでに配当の際に資本収益税に服していた場合には、資本収益税の源泉徴収は無視された。これと類似して、これは、レポ取引の場合の証券貸借手数料及び収益と同様に、これまでは25%の特別税率によって優遇をうけなかった。

したがって、金融機関又は塙所得税法95条2項bにいう支店がレポ取引の借り主（債券の借り主）として行動し、かつ、レポ取引の貸し主（債券の貸し主）が買い戻し後に直接にうける資本収益が特別税率25%に服する、そうした証券貸借取引及びレポ取引にかかる受取差金及び証券貸借手数料は、特別税率25%で課税をうける。

(5) 払い込み保険料と受取保険金との差額

塙所得税法27条5項3号にいう一時払い保険料による生命保険からの差額収益は、従来

資本収益税によって捕捉されず、したがって25%の課税をうけていなかった。旧法に倣って、塙所得税法27条a2項6号は、一時払い保険料と保険金（塙所得税法27条5項3号）との差額収益^①又は保険契約に基因する請求権の譲渡からの実現した価値増加（譲渡所得）^②を、同法27条aにいう特別税率の適用対象から除外している。

3 特別税率を適用する場合の終局的源泉分離課税の効果

塙所得税法27条a1項により特別税率で課税をうける、各種所得は、その徴税が資本収益税の源泉徴収によって行われるか、又は賦課処分手続によって行われるかを問わず、所得税ないし法人税を源泉徴収される。そして、この各種所得は、塙所得税法27条a5項による基本の総合所得課税が適用されない限り、納税義務者の所得税を計算するうえで、各種所得の合計額にも塙所得税法2条2項にいう各種所得の合計額にも算入されない。50%までの塙所得税法33条による累進税率規定に代えて、25%の特別税率の適用を受けるという有利さと並んで、この各種所得は課税所得に加算されず、したがって、他の各種所得に適用される平均税率をも引き上げることはない。

したがって、納税者が塙所得税法27条a5項による基本の総合所得課税を選択する場合、影の効果を考えに入れなければならない。すなわち、ここでの影の効果とは、選択されるとすれば、課税所得金額の増加、それと結びついてその額に適用されるべき平均税率の上昇が生じることをいう。塙所得税法27条a2項にいう各種所得は、申告義務がありかつ賦課処分を受ける義務を負い、かつ、通常の税率規定の適用をうける。

VI 資本貸与所得の課税標準

1 資本収益を捕捉・認識する時点

塙所得税法27条2項にいう資本貸与所得の場合、同法27条a3項1号によって当該収入した資本収益が計上されなければならない。このようにして、資本貸与所得のもとで、2011年予算付帯法にかかる政府提案の趣旨説明に基づけば、「取得した資本収益」概念が理解される。(債権証券から取得する)資本収益の概念は、たしかに旧塙所得税法93条、95条及び97条において資本収益税の源泉徴収との関連において言及されていたが、しかし、定義されていなかった。当該取得した資本収益の概念の用語法は、次を示唆している。すなわち、収入金額の意味における収益だけが、各種所得として把握されるべきである、と。旧塙所得税法93条5項によれば事業支出又は必要経費を経費控除しない資本収益全額が、資本収益税の課税標準とされなければならなかった。しかし、このような解釈には次の反対説もあった。すなわち、収益の全額が特別税率25%に服するのではなく、塙所得税法20条2項により事業支出又は必要経費の経費控除は排除されていない、と²⁸⁾。

この理由から、資本貸与所得もまた、原則として、塙所得税法2条3項5号に基づく各種所得の枠内において資本財の貸与からの収入金額(同法15条)とこれと関連する必要経費との差額である剰余金として、又は、同法2条3項1号ないし3号にいう各種所得については利益(同法4条以下)として計算されなければならない。それゆえ、貨幣又は貨幣価値のある経済的利益からなっている収益全額が収入金額として計上されなければならな

い。計上の時点は、通常、塙所得税法27条の枠内ないしは収支計算の枠内で稼得された各種所得の場合には流入流出原則(現金主義)に従って認識され、そして、財産法により計算される利益の場合には原則として実現主義に従って認識される。しかし、実現主義は、ゼロ・クーポン債に関して、適用されない。なぜなら、ゼロ・クーポン債は塙所得税法27条3項によれば明らかに、実現した価値増加(譲渡益)のもとで把握されるからである。同じことは、保有期間に応じた経過利子にもあてはまる。経過利子は、有価証券の売却との関連で清算される。このような解釈には、次事情もまた賛成している。当該取得した資本収益だけが課税に服する。発行割引債の場合、ゼロ・クーポン債の割引率を用いて割引計算される利子収益とその譲渡又は償還後にはじめて税法上捕捉される譲渡所得との間に相違がある²⁹⁾。その差額が純粹の譲渡損益の金額を意味する。

2 事業支出又は必要経費の不可控除

事業支出及び必要経費は、これらが塙所得税法27条a1項により特別税率が適用される、そうした各種所得と直接に経済的関連のある場合であっても、同法20条2項により経費控除できない。塙所得税法27条a1項の特別税率に服するすべての各種所得について、企業の分野でも企業外の分野でも直接にその各種所得と関連のある経費と支出(例えば、他人資本の調達コスト又は寄託コスト)は経費控除することはできない。このことは、終局的分離課税をうける各種所得についての旧

²⁸⁾ Tumpel, FN. 7, S. 107.

²⁹⁾ Tumpel, FN. 7, S. 108.

塙所得税法20条2項の規定に即応する。

従前と同様に、基本の総合所得課税を塙所得税法27条a5項により選択するケースでも、その支出が特別税率に服する各種所得と直接に関連する場合には、支出の経費控除はできない。

これに対して、同法27条a2項により特別税率の適用が排除されている各種所得については、必要経費又は事業支出の経費控除は行われうる。

3 ゼロ・クーポン債と経過利子について

2011年改正所得税法27条3項が新たに規定した構成要件（法律要件）は、いわば、資本財についての新たな課税の内容的「核心」である。

改正前所得税法27条2項2号は、改廃された。改正所得税法27条2項第2号はゼロ・クーポン債を資本債権から除外し⁽³⁰⁾、かつ、経過利子は例外とされた⁽³¹⁾。「ゼロ・クーポン債を含む」規定が削除され、かつ、「ただし、経過利子を除く。」規定が改正所得税法27条2項第2号に追加された⁽³²⁾⁽³³⁾。他方、2011年塙所得税法27条3項⁽³⁴⁾は資本財の実現した価値増加からの各種所得（譲渡所得）として、ゼロ・クーポン債からの価値増加益（譲渡益）を課税

する⁽³⁵⁾。改正法後にオーストリア連邦政府は次の通達（AÖF 2013/280）を発遣する。

「資本財の譲渡を契機として保有期間に応じた資本貸与所得（「経過利子」）が〔金融商品の譲渡人側に〕流入する場合において、これは、資本貸与所得として捕捉されるのではなく、譲渡された資本本体（Kapitalstamm）のように取り扱われる。塙所得税法27条a第3項2号aによれば、それは、譲渡人の側で譲渡価格の一部であり、取得者の側で取得費の一部である。したがって、経過利子の購入は、もはや資本収益税払戻権の付与（KESt-Schrift）につながるのではなく、取得費の増額につながることになる。これと類似したことは、譲渡が単に擬制される場合にも当てはまる。したがって、例えば、塙所得税法27条6項1号に定める証券寄託口座の証券を他の寄託口座へ振替るときの経過利子、又は移住出国のときの経過利子は、塙所得税法27条a第3項2号bに定める時価（der gemeine Wert）の構成要素である。

設例：

1. Aは、ゼロ・クーポン債（発行価額100、償還価額110）を106（この中に経過利子が4含まれている。）で取得する。そして、同割引債を2ヶ月後にさらに108（この中に経過利子が5含まれている。）で譲渡する。

BBG 2011年法前の法状態によれば、Aは、取得の際に1（ $= 4 \times 25\%$ ）の資本収益税の払戻請求書を得た。彼の取得費は、102⁽³⁶⁾〔 $= 106 - 4$ 。4は経過利子〕である。譲渡の際、譲渡益は1生じるであろう（ $= 103 - 102$ ）〔 $103 = 108 -$

(30) Kirchmayr/Poliivanova, FN. 3; BA 2010, 781.

(31) 本稿末尾に掲げた抄訳、2011年塙所得税法27条2項参照。

(32) BBG 2012, BGBl I 2011/112 ab 1. 4. 2012.

(33) 2011年改正前所得税法27条2項に定めるゼロ・クーポン債の規定と通達BMF-Erlass Z 14 0602/1- IV/14/93 vom 12. 2. 1993の規定に対する強い批判がみられる。VwGH 19. 12. 2007, 2005/13/0075; Keine KESt-Haftung der Bank für bei Depotentname anfallende KESt, ÖStZB 2008, 474（ゼロ・クーポン債の取得時における取得者へ

の資本収益税の払戻証の付与をめぐる金融機関の敗訴）; Niescher, Walter, Kapitalertragsteuer beim Erwerb von Nullkuponanleihen (Zero-Bonds) während der Laufzeit, ÖStZ 2001, 103.

(34) 本稿末尾の条文抄訳。

(35) 政府案提案説明（ErLRV zum BBG 2012）：「ゼロ・クーポン債からの各種所得とは、それが償還時に支払われるか、又は満期前における売却に際しての経過利子であるかを問わず、実現した価値増加からの各種所得として常に把握（認識）されるべきである。」

5]。同時に、資本収益税は、1.25生じるであろう(=25%×5)。したがって、結局、Aは、資本収益税を0.25給付し[0.25=1.25-1]、そして、譲渡益1について課税を受けるだろう。

BBG 2011年法の後、Aは、取得費106を有する。譲渡により、この取得費は、譲渡売上高108と個別対応する。その差額2が、25%の課税を受ける。

2. Aは、ゼロ・クーポン債(発行価額100、償還価額110)106(この中に経過利子が4含まれている。)で取得する。そして、同割引債を償還日まで保有し続けるとする。

BBG 2011年法前の法状態によれば、Aは、取得の際に1(=4×25%)の資本収益税の払戻請求書を得た。彼の取得費は、102³⁶⁾[=106-4。4は経過利子]である。償還の際、資本収益税は2.5生じるであろう(=(110-100)×25%)。したがって、結局、Aは資本収益税1.5(=2.5-1。資本収益税-資本収益税の払戻請求権)。取得費の消滅は、税法上の中立のためである。

BBG 2011年法の後、Aは、取得費106を有する。償還により、この取得費は償還額110に個別対応しなければならない。そうするとその差額4[=106-110]は、25%の[資本収益税の]課税に服する。

3. Aは、ゼロ・クーポン債(発行価格100、償還額110)を104(この中に経過利子4が含まれている。)で、そして、それを2ヶ月後にさらに104(この中に経過利子5が含まれている。)で譲渡する。

BBG 2011年法前の法状態によれば、Aは、取得に際し、資本収益税の払戻請求書を1(=4×25%)取得する。その取得費は、100である。譲渡に際し、譲渡損は1生じる(=99-100)。同時に、Aは、資本収益税を0.25給付しただろう[=1.25-1。この1は、資本収益税の払戻請求権を指す]。1の譲渡損失[=1.25-0.25]は、別の投機所得とのみ通算(相殺)しうる。

BBG 2011年法後の法状態によれば、Aは、104の取得費を有する。譲渡があれば、この取得費は、譲渡価格104に個別対応する。税金はかからない。』(AÖF 2013/280³⁸⁾)

発行割引債(ゼロ・ボンド)が一自然人の個人財産として一契約期間の末日までずっと保有される場合、資本収益として把握される償還差益は、改正前譲渡所得税法27条2項2号により当該発行割引債の償還時点で捕捉された。この時点において、譲渡所得税法19条による、税法上重要な流入(所得の実現)がみられた³⁹⁾。割引債の償還差益は2011年改正後に次のように重要な変更が行われた。

この償還差益は、2011年改正譲渡所得税法27条2項第2号にいう資本債権からの利子その他の収益(資本貸与所得)に該当しなくなった。当該割引債の償還差益は、同27条3項によりその償還時点で捕捉され、かつ、譲渡益(資本増加益、資本価値増加益)として譲渡所得課税を受ける。この償還時点において、譲渡所得税法19条による、税法上重要な流入(所得の実現)がみられる。そして、ゼロ・クーポン債が償還日前に譲渡される場合にも、第3項によりその譲渡時点で債券の譲渡価格と取得価格の差額について譲渡所得課税を受ける。

前段落の所論は、経過利子とは、その定義上、発生しているとしても、未実現の利子を指す点を看過している。経過利子はゼロ・クーポン債についてのみならず、利付債についても発生する。確定利付債について、償還日又は利子計算期間の末日には、前日まで発生し累積していた利子が実現してしまうから、

³⁶⁾ その差額の中に、債券の相場価格が含まれていることがあろう。そうだとすれば、真性の譲渡益が含まれていることとなる。

³⁷⁾ その差額の中に、債券の相場価格が含まれていることがあろう。そうだとすれば、真性の譲渡益が含まれていることとなる。

³⁸⁾ Au Bundesministerium für Finanzen vom 7. März 2012, BMF-010203/0107-VI/6/2012, 1. 1. 1. 2. S. 2f.

³⁹⁾ Kirchmayr, FN13, FS Doralt, S. 186.

その当日に実現したその利得は資本収益（資本貸与所得）として理解されるべきであろう。確定利付債とゼロ・クーポン債（純粹割引債）とを差別して取り扱うべき理由は、何か？

オーストリア連邦大蔵省通達「発行価額と償還価額との差額」（AÖF 2013/280）は、次のように定める。

「有価証券からの資本収益には、定期的な利息のみならず、発行価額ないし取得費と有価証券に記載された償還価額ないし譲渡価額との差額も又、含まれる。発行価額は、発行時に見込まれる発行相場（der prospektmäßige Emissionskurs）であり、償還価額は、貸付条件に定められた返済額（Tilgungsbetrag）である。

そのような償還差益（差額）は、償還の場合にも、償還日前の買い戻しの場合にも、実現した価値増加からの各種所得（譲渡所得）として、把握される。」

2011年改正塙所得税法27条3項は、保有者がゼロ・クーポン債の償還日に稼得する償還差益を譲渡所得（実現した価値増加所得）として性格決定する。すなわち、

2011年改正所得税法27条3項は、資本貸与所得を生みだす（金融）資産の譲渡、償還、持分分割に基づく各種所得をその課税対象としており、資本財の実現した価値増加所得（譲渡所得）という所得類型を創設した。同30条は、27条3項とは別に、個人不動産の譲渡所得課税を規定する。

債券の元本請求権と利子請求権との区別をめぐる基本問題は、金融税法の領域において新たに提起されている⁴⁰⁾。すなわち、

「資本財の譲渡を契機に資本貸与所得（経過利子）が保有期間に応じて流入する場合、これは、資本貸与所得として捕捉されるのではなく、当該譲渡された資本本体（der veräußerte Kapitalstamm）

と同様に取り扱われる。すなわち、1988年塙所得税法27条a第3項2号aに従い、経過利子は、譲渡人の側で譲渡価格の一部であり、そして、取得者の側で取得費の一部である。したがって、経過利子の購入は、もはや「改正前のように」資本収益税の払戻請求書の付与につながるのではなく、取得費の増大につながるのである。類似したことは、当該譲渡が単に擬制される場合にも、当てはまる。例えば、経過利子は、証券寄託口座の証券を他の寄託口座へ振替える場合⁴¹⁾、又は1988年所得税法27条6項1号にいう国外移住⁴²⁾の場合に、1988年所得税法27条a第3項2号bにいう時価の構成要素⁴³⁾である⁴⁴⁾。

「経過利子は、資本貸与所得として捕捉されるのではなく、実現した価値増加からの各種所得（譲渡所得）として課税される（1988年塙所得税法27年6項4号。参照、資本収益税通達パラ1.1.1.2.及び1.2.1.1.）。類似のことは、国外移住ないし証券を他の証券寄託口座から証券を自らの寄託口座への振替（資本収益税通達パラ1.1.1.4.及び2.3）に基づく期日切りが行われる場合、1988年塙所得税法95条3項2号に基づく届け出までに第19条に基づき前回の利子流入から当該利払い期間に発生した、保有期間に応じた資本収益ないし利子の金額にも当てはまる。」⁴⁵⁾

同様のことは、有価証券の譲渡を契機に問題となるゼロ・クーポン債についても当てはまる。経過利子は、従来、2011年改正前27条2項5号により、資本収益（利子）と見なされていた。その経過利子を発生したゼロ・クーポン債の譲渡が、今日では、実現した価値

⁴⁰⁾ Kirchmayr, FN13, FS Doralt, S. 186.

⁴¹⁾ bei einer Depotübertragung.

⁴²⁾ Wegzug.

⁴³⁾ Bestandteil des gemeinen Wert.

⁴⁴⁾ Au Bundesministerium für Finanzen vom 7. März 2012, BMF-010203/0107-VI/6/2012, S. 2.

⁴⁵⁾ Au Bundesministerium für Finanzen vom 7. März 2012, BMF-010203/0107-VI/6/2012, S. 22.

増加（譲渡益）の枠内で捕捉される。2011年改正所得税法27条3項は、経過利子が、償還日前における譲渡に基づくゼロ・クーポン債の譲渡益の一部をなしているところ、経過利子を含めて譲渡益だと性格決定されている。

たしかに、2011年改正において、ゼロ・クーポン債の経過利子について塙金融機関は鋭利な批判を加えていた。その上、償還日に実現する償還差益（債券の保有者が債権者）と、償還日前における譲渡時に保有期間に応じて配賦されるべき経過利子（債券譲渡者が債権者）との間の相殺問題、並びに、両者の間に介在する源泉徴収納付義務者（金融機関）の税務処理問題が、問われていた。しかも、資本収益課税に関するオーストリア連邦大蔵省通達が、説得力の乏しい内容であった。殊に、ゼロ・クーポン債に係る経過利子の計算方法は、難解以上に経済的に主張し難いものであった⁴⁶⁾。

そこで、ゼロ・クーポン債について、償還日前に譲渡が行われる場合に限って、金融資産の実現した価値増加（譲渡所得）に対する課税規定が新設されたのである。通達の見解が、2011年塙所得税法27条2項に明記する経過利子の除外規定に照らし、そして、ゼロ・クーポン債があらゆる種類の資本債権（Kapitalforderungen jeder Art）に含まれることに徴し、正当である。

そうだとすれば、ゼロ・クーポン債の経過利子に関する計算方法についての確立①と経過利子を含まない債券相場（いわゆるクリーン・プライス）についての税法上の取り扱い②とが、残された課題である。

Ⅶ 発効

塙所得税法27条及び27条aによる資本財貸

与所得にかかる諸規定は、同法124条b185号により原則として2012年4月1日に発効した。同日以降に流入する、資本貸与所得はすべてその新しい同条項に従って捕捉される。その基礎にある投資対象の取得日を問わない。塙所得税法124条b185号cの規定は、債権証券（とくにゼロ・クーポン債とインデックス債。ただし、投資ファンド・ユニット証券を除く。）からの所得について、一つの例外を定めている。すなわち、この債権証券について、資本収益税の払戻請求書が付与され、従前の規定が今後も適用されなければならない。

Ⅷ 結語

BBG 2011年法により改正された塙所得税法27条は、ドイツ所得税法の改正に続いて、金融資産に係る金融資本所得を包括的に改正した。同条2項は、資本貸与所得というネーミングをして、資本収益税の装いを新たにした。ドイツ法と異なり、同条3項は、ゼロ・クーポン債（割引債）と経過利子について、実現した価値増加所得（譲渡税）のもとで規律する。

経過利子は、割引債の場合に限って、問題となるのではなく、利付債についても、ストリップ債についても成立する。したがって、経過利子を一般的に同条2項から除外した立法は、疑問である。

さらに、利払い日前（又は償還日前）における債券の譲渡によって成立した、その譲渡

⁴⁶⁾ Widhalm, Christian, Veräußerung von Zinsscheinen im Privatvermögen, in: Achatz/Ehrke-Rabel/Heinrich/Leitener/Taucher (Hrsg.), Steuerrecht Verfassungsrecht Europarecht (FS Ruppe) 718 ff. (主張しえない内容だと批判)

価額（時価） A が取得価額 $B +$ 経過利子 $a +$ 真性の譲渡益 β （又は、真性の譲渡損 θ ）からなっているとす。典型のケースでは、 $A = B + a$ であり、その収入金額は経過利子 a の金額に相当する資本収益である。この典型のケース(1)では、譲渡損益は成立しない。

譲渡人側が利得を得るケース(2-1)では、 $A = B + a + \beta$ であり、その収入金額は経過利子 a の金額と真性の譲渡益 β の金額の合計額である。この同一のケース(2-2)で取得者側では、経過利子 a の他に、 β の金額を譲渡時に支払っているが、この β の金額は債券の破綻のケースを除いて、債券の償還日（又は利払い日）にゼロ（零）に収斂する。したがって、このケースでも、譲渡益 β と譲渡損 θ とを相殺すれば、常に零となる。

譲渡人側が損失を被るケース(3-1)では、 $A = B + a - \theta$ であり、その収入金額は経過利子 a の金額と真性の譲渡損 θ との差額である。この同一のケース(3-2)で取得者側では、経過利子 a の他に、 θ の金額を譲渡時に受領する。したがって、このケースでも、譲渡人側の被る損失 β の金額と取得者側の稼得する θ の金額とを相殺すれば、常に零となる。

上記のケース(1ないし3)につき、塊所得税法124条b185号cの規定は、債権証券（とくにゼロ・クーポン債とインデックス債）からの所得について資本収益税の払戻請求書が付与されるとの、一つの例外を定めている。ゼロ・クーポン債の経過利子は、譲渡所得の他に、別途特別に計算されなければならない。そして、ゼロ・クーポン債の期中における譲渡における譲渡者と取得者との間において、プラスの資本収益とマイナスの資本収益に係る資本収益税の払戻請求権が相殺されなければならないであろう。そうだとすれば、2011

年塊所得税法27条2項と3項が、ゼロ・クーポン債と経過利子について規律を変更してはいるが、同法124条b185号cの規定が元のままであるので、同法27条2項と3項の経過利子に関する改変は、有意義だと評することはできない。

以上に考察した3つのケースでは、利付債の譲渡に基因する真性の譲渡損益について、課税当局の立場から見れば、譲渡所得課税をしなくてすむ。ただし、取得者が、経過利子の金額を超える時価でもって、債券を購入すれば、不可避免的に償還日（又は利払い日）に損を被るのであるから、細心の注意を払って金融数学の知見に基づいて債券市場において投資すべきである。それができない投資家は早晩、債券市場から退場せざるをえないであろう。

所得税法は、経過利子と償還益に対する資本収益税（資本貸与所得税）を課税すれば足りる。複利計算を前提とする金融数学を適用しうる場合、利率、期数、現在価値、将来価値又はそして（必要な場合）アニュイティが与件として与えられている場合、経過利子は、一義的にあらゆる債券ごとに算出できる。算出された経過利子は、電子決済センターにおいて、源泉税を徴収する際に、一元的に管理することができる。

これと類似して、割引債（例えば、ゼロ・クーポン債）についても、経過利子は、一義的にあらゆる種類の割引債（純粹割引債、利付割引債、利付割引プレミアム債）について算出できる。

以上の考察から、金融数学・金融工学を適用して、経過利子を算出する債券は、債券の譲渡時における譲渡所得課税は課税当局の立場からすれば、大局的に見て、不必要であ

る。したがって、塙所得税法27条3項に規定する金融資産（債券）の譲渡時に実現した譲渡所得に課税する規定は、削除することができる。ゼロ・クーポン債及び経過利子についての規定も必要ない。ただし、 $A = B + a - \theta$ であり、その収入金額は経過利子 a の金額と真性の譲渡損 β の金額の差額であり、しかも、真性の譲渡損 β の金額は同債券の償還日（又は利払い日）に消滅しゼロ（零）に回復する。

参考資料：2011年塙所得税法27条の規定を抜粋して抄訳する。

第1項：資本財からの各種所得とは、それが第2条3項1号ないし4号に規定する各種所得でない限りにおいて、資本貸与所得（第2項）、実現した価値増加所得（第3項）及びデリバティブ所得（第3項）をいう。

第2項：資本貸与からの各種所得（資本貸与所得）には次に掲げるものがある。

第1号；

- a) 利益持分（配当）及び有限会社に対する株式又は持分からのその他の経済的利益
- b) 収益・経済協同組合に対する持分からの同様の経済的利益及び償還益
- c) 銀行法又は保険監督法に規定する享益権からの同様の経済的利益及び農業信用金庫への出資に基づく経済的利益
- d) 連邦憲法第12条1項3号に規定する土地区画整理事業（農業）に係る法人組織の合同会社に対する持分からの経済的利益

第2号：利子、その他あらゆる種類の資本債権からの収益。例えば、消費貸借（ローン）、社債（ゼロ・クーポン債を含む。同規定は二重線で削除）、不動産担保付き貸付、出資（Einlagen）、金融機関への預貯金及び銀行法又は保険監督法に定める補充資本 [Tier 2 capital]。ただし、経過利子を除く；（BBG 2012, BGBI I 2011/112 ab 1.4.2011.）

第3号：手形及び（銀行振り出しの）小切手の割引額；

第4号：匿名組合員としての企業に対する資本参加からの利益持分及び匿名組合員の種類に応じた資本参加からの利益持分。ただし、それらが損失によって減額される出資を履行するために用いられるのではない場合に限る。

第3項：資本財の実現した価値増加からの各種所得（譲渡所得）には、（その収益が第2項に規定する資本貸与所得である、そうした）資産（ゼロ・クーポン債を含む。）の譲渡、償還及びその他の（匿名組合員の）持分分割（Abschichtung）からの各種所得が含まれる。

第4項：金融派生商品からの所得（デリバティブ所得）は、予約取引（例えば、オプション、先物及びスワップ）の場合及びその他の金融派生商品（例えば、インデックスリンク債⁽⁴⁷⁾）の場合、次に掲げるものを含む。

- 差金決済額
- 発行者プレミアム料
- 譲渡からの所得、及び
- その他の清算からの所得

第5項：次に掲げる事項も又、第2項に規定する資本貸与所得としてみなされる。

第1号：第2項に掲げられた各種所得と並んで又はこれに代えて供与される，特別な対価又はその他の経済的利益。例えば，現物給付，賞与及び価額保証に基づく名目上の超過額支払金

第2号：源泉徴収義務者（第95条第2項）又は第三者によって〔納付責任を〕引き受けられた資本収益税額

第3号：〔一定の法律要件を満たす場合の〕

払い込まれた保険料と保険金との差額。

第4号から第9号：略

第6項：次の各号に規定するものは，第3項及び第4項に規定する譲渡とみなす。

第4号：資産の実現を契機として，第2項2号に基づく資本貸与所得のうち，保有期間に応じた当該所得の流入（経過利子）。

(47) 株式を原資産としたインデックスリンク債，クレジットを原資産としたインデックスリンク債がその例である。